

別表(第8条関係)

柔剣道場料金表

区 分	期間の区分	使用料	有効期限	備 考	
柔 剣 道 場	柔道・剣道で使用する者	1回	100 円	1 回につき	(1) 11 月から 4 月までの間の使用については、暖房料として 3 割を加算する。 (2) 高校生以下は、無料とする。 (3) 町民以外の使用料は、5 割加算とする。
	(使用できる他のスポーツも含む)	1 月	500 円	許可日から 1 月間	
		6 月	2,000 円	許可日から 6 月間	
		年間	3,000 円	許可日から 1 年間	
	柔道・剣道以外で使用する場合	9 時～17 時 1 時間あたり	17 時～22 時 1 時間あたり	超過料金 1 時間あたり	(1) 1 時間未満は、1 時間とする。 (2) 暖房を使用するときは、暖房料として 3 割を加算する。 (3) 町外の使用は、使用料の 5 割増とする。 (4) 商品の宣伝、展示、即売及び興業等の営利、営業を目的として使用する場合は、使用料 10 割増、町外は、20 割増とする。
	1,260 円	1,380 円	1,510 円		
研修室(和室)	9 時～17 時 1 時間あたり	17 時～22 時 1 時間あたり	超過料金 1 時間あたり	(4) 商品の宣伝、展示、即売及び興業等の営利、営業を目的として使用する場合は、使用料 10 割増、町外は、20 割増とする。	
		620 円	680 円		740 円
図書室	無料				